

○北信保健衛生施設組合議会公印規程

(昭和 57 年 3 月 26 日 議会規則第 1 号)

改正 平成 17 年 4 月 8 日 訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称、寸法等)

第 2 条 公印の名称、寸法、ひな形及び管守者は、別表のとおりとする。

(規程の準用)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、中野市議会公印規程（平成 17 年中野市議会告示第 1 号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 8 日訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

(別表) (第 2 条関係)

公印の名称	使用区分	管 守 者	個数	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 形
北信保健衛生施設組合 議会議長印	議長名をもって 執行する文書	事務局次長	1	方 20	北信保健 衛生施設 組合議会 議長印